

27. 上場会社における株式報酬制度／死亡により譲渡制限が解除される譲渡制限付株式の所得税について

1. 改正のポイント

(1) 趣旨・背景

会社が役員等に対する報酬として付与する譲渡制限付株式は、譲渡制限期間の経過その他の解除条件に従い、譲渡制限が解除された時において給与所得等として所得税が課されるのが原則である。

譲渡制限付株式にはその譲渡制限期間中に役員等が死亡した場合、その死亡の時において譲渡制限が解除されるものがあるが、改正前は、死亡により譲渡制限が解除される譲渡制限付株式に係る経済的利益が、死亡した役員等の課税所得もしくは非課税所得となるのかが明確ではなかった。

今年度改正により、死亡した役員等の収入金額として所得税が課税されることが明確化される。

(2) 内容

譲渡制限期間中に役員等が死亡したことに伴い譲渡制限が解除される場合、その死亡日における譲渡制限付株式の経済的利益の価額が役員等の収入金額となる。

なお、役員等の死亡に伴い、会社が譲渡制限付株式を無償取得(没収)するものについては、課税は生じない。

(3) 適用時期

不明

2. 改正の内容

